

事務連絡
令和5年9月25日

各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校
各 都 道 府 県 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 擁 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

御中

文 部 科 学 省
総 合 教 育 政 策 局 生 涯 学 習 推 進 課
高 等 教 育 局 参 事 官 （ 国 際 担 当 ）

中秋節及び国慶節における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

標題に関して、別添のとおり農林水産省より注意喚起がまいりました。

中秋節（9月29日）及び国慶節（10月1日）を迎え、アジア地域を中心に人や物の動きが一層活発になることが予想されることから、動物検疫所及び植物防疫所では、入国者に対する畜産物・植物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を強化するとともに、各地でキャンペーン等の啓発活動を行うこととしており、引き続き家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の侵入防止に係る取組について、周知の御協力をお願いするものです。

つきましては、農林水産省からの事務連絡の内容について御確認いただくとともに、外国人留学生等に対して下記の内容を周知いただきますようお願いいたします。

なお、関連情報ホームページにおいても、多言語対応のパンフレット・動画等が掲載されておりますので、周知の際に御活用下さい。

各都道府県におかれては所轄の専修学校及び各種学校（以下「専門学校等」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

（専門学校について）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
TEL：03-5253-4111（内線2915）

（大学・短期大学・高等専門学校について）

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室
TEL：03-5253-4111（内線3360、2518）

事務連絡
令和5年9月22日

文部科学省
総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長
高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室長

農林水産省消費・安全局
動物衛生課国際衛生対策室長
植物防疫課防疫対策室長

中秋節及び国慶節における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

家畜の重大な伝染病であるアフリカ豚熱（ASF）、口蹄疫や果樹等の重大な害虫であるミカンコミバエ種群等の侵入防止に関し、関係省庁の皆様には多大なる御協力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

動物検疫については、訪日外国人旅行者の上位を占めるアジア諸国においてASFの流行が拡大、植物検疫については、中国・韓国においてりんご・なしの火傷病の発生が拡大するなど、日本への侵入リスクが高まっている状況です。日本政府観光局の統計によると、本年8月時点で、訪日外客数はコロナ禍前の2019年同月比8割以上に回復し、中国からの団体旅行についても解禁されたところです。中秋節（9月29日）及び国慶節（10月1日）を迎え、アジア地域を中心に人や物の動きが一層活発になることが予想されることから、動物検疫所及び植物防疫所では、入国者に対する畜産物・植物の持ち込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を強化するとともに、各地でキャンペーン等の啓発活動を行うこととしています。

貴省におかれましては、引き続き、家畜の伝染性疾病や植物の病虫害の侵入防止に係る取組に御協力いただくとともに、下記ウェブサイトの情報や別添のリーフレットを参照いただき、外国人留学生に対する周知及び注意喚起に御協力いただきますようお願いいたします。

記

○動物検疫所ウェブサイト

「輸入動物検疫等に係るFAQ」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/FAQaboutAnimalQuarantine.pdf>

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

○植物防疫所ウェブサイト

「よくあるご質問（海外からの持ち込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込み際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>



重要なお知らせ

手荷物の植物について

輸入申告がない場合や違法に植物を持ち込んだ場合、

罰則の対象となります。

◆ 税関検査前に必ず植物検疫カウンターにお越し下さい。



手荷物で日本に持ち込んだ植物について、以下の点にご注意願います。

- 1 携帯品・別送品申告書（税関申告書）に植物の申告が必要です。
- 2 苗木や種子などの種苗類、切花、野菜、果物、豆、米などには、輸出国政府機関が発行する検査証明書の添付が必要です。
- 3 持込みが禁止されている植物は廃棄されます。

◆ 輸入検査の手続きでパスポートや搭乗券の情報を記録する際は、検査に時間を要します。



違法に輸入禁止品や植物を持ち込んだ場合は、植物防疫法に基づき廃棄処分となり、3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金が科せられる場合があります。



植物の持込みができるかどうかについては、こちらをチェック！



検査証明書については、こちらをチェック！

植物防疫所の主なお問合せ先

- 横浜植物防疫所 045-211-7153 ● 門司植物防疫所 093-321-2601
- 名古屋植物防疫所 052-651-0112 ● 那覇植物防疫事務所 098-868-2850
- 神戸植物防疫所 078-331-2386



农林水产省 植物防疫所

重要通知

关于随身携带的植物

未进行进口申报时、违法带入植物时，

适用罚则。

◆ 海关检查前，请务必前往植物检疫柜台。



随身携带进入日本的植物应注意以下事项。

- 1 需要在携带品和托运品申报单（携带品分离运输行李申报单）中申报植物。
- 2 苗木、种子等种苗类、切花、蔬菜、水果、豆、米等需要随附出口国政府机构出具的检疫证书。
- 3 禁止带入的植物会被丢弃。

◆ 办理进口检查手续过程中登记护照、登机牌信息时，检查需花费时间。



违法带入禁止进口品、植物时，会依据植物防疫法实施废弃处分，有时会处以3年以下有期徒刑或300万日元以下罚款。



植物能否带入日本
点击此处查询！



检疫证书点击此处查询！

植物防疫所主要联系方式

- 横浜植物防疫所 045-211-7153
- 门司植物防疫所 093-321-2601
- 名古屋植物防疫所 052-651-0112
- 那霸植物防疫事务所 098-868-2850
- 神户植物防疫所 078-331-2386

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
农林水产省

植物的病虫害 侵入警戒中

国慶節

でお出かけになる皆様へ

お土産が

肉製品

?

それっていいの？

アジア地域でアフリカ豚熱が
発生しています。

肉製品は日本に持ち込み
できません。



輸入検査を
受けずに持ち込むと、
3年以下の懲役又は
300万円以下の罰金
が科せられます。

輸入禁止



肉製品等の持込について

日本にいらした際は、日本産の畜水産物をお楽しみください!

日本国 農林水産省 動物検疫所

国庆节

时去国外的旅客，请注意！

肉制品

禁止带入日本

海外からの肉製品は日本に持ち込めません。

非洲猪瘟在亚洲蔓延

アジア地域でアフリカ豚熱が発生しています。

如有违法行为，
必处罚三年以下徒刑或
300万日元以下罚款。

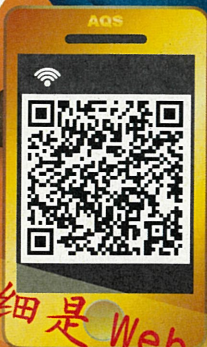
輸入検査を受けずに持ち込むと、
3年以下の懲役又は300万円以下の
罰金が科せられます。

禁止入境

去日本旅游时，敬请品尝日本的山珍海味！

日本国农林水产省动物检疫所

日本国 農林水産省 動物検疫所



详细是 Web